



## ゴルフ場利用税

ゴルフ会員権の相場は低迷をつづけていますが、考え方を変えてゴルフを楽しむにはいい時代なのかもしれません。

### I. ゴルフ場利用税

ゴルフを楽しんだ後、領収証の明細をじっくりとご覧いただくと出てくる項目の1つがゴルフ場利用税。この税金は、ゴルフ場の利用者に対して利用の日ごとに定額で課される都道府県民税です。

#### 問題1.

途中でリタイアして18ホール回らなかったらこの税金は安くなるでしょうか？

#### 答え

定額課税方式となっているため、1人1日につき税額が定められています。従って、何ラウンドしても、また途中でリタイアしても税額は同じです。

#### 問題2.

同じ県内のゴルフ場であれば、このゴルフ場利用税はどこでも同じでしょうか？

#### 答え

標準税率は800円(最高でも1200円)とされていますが、ゴルフ場の整備状況に応じて都道府県の判断により、ゴルフ場ごとに税率を変えることができます。したがって、同じ県内のゴルフ場であっても、ゴルフ場利用税は異なることがあります。

#### 問題3.

1日あたりの税金ならば、深夜11時から午前2時までプレーした場合、この税金は2日分取られるのでしょうか？

#### 答え

プレー後、お近くの税務署にお尋ねください。

命がけの夏のゴルフ、雷を避けつつリタイアせずにしっかりと全ホール回って税負担感を減らしたいものですね。